

飯塚市一時預かり事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

飯塚市長 武井政一

飯塚市一時預かり事業実施要綱を廃止する告示

飯塚市一時預かり事業実施要綱(平成25年飯塚市告示第270号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。